

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 申請時（初回）必要書類 一覧表

	提出書類等	具体的な書類例	○→必須 △→場合により必要	確認欄
①	本支援金の支給申請書	(同封の様式第1-1号)	○	
②	申請時確認書	(同封の様式第1-2号)	○	
③	本人確認書類 (右記のいずれかの写し又はコピー)	運転免許証、住民基本台帳カード、旅券(パスポート)、在留カード、各種障害者手帳、健康保険証、住民票、戸籍謄本など	○	
④	社会福祉協議会が実施する特例貸付「総合支援資金の再貸付」または「緊急小口資金及び総合支援資金の初回貸付」が確認できる書類の写し又はコピー	再貸付または緊急小口資金及び初回貸付の借入書(控)(貸付決定通知書の写しでも可) ※再貸付が不承認だった場合、不承認通知	△	
⑤	再貸付不承認・過去借入状況申告書	(同封の様式第1-3号) ※④の書類がない場合に提出	△	
⑥	収入資産申告書	(同封の参考様式第1-1号)	○	
⑦	収入が確認できる書類の写し 【申請者分】 【世帯全員分】	給与明細表、売上・経費のわかる台帳、手当・年金等の振込記録(通帳)など ※収入が無い場合は、通帳など	○	
⑧	金融資産が確認できる書類の写し 【申請者分】 【世帯全員分】	通帳、ネットバンクの残高確認画面など ※お持ちの口座全ての分について必要 ※貸付の振込確認、支援金の振込先確認にも必要	○	
⑨	求職活動関係書類	※様式4、様式4別紙、様式5、様式6は申請後でも可	○	※申請後でも可
※ ⑩の書類は、保護申請中の場合のみ				
⑩	生活保護の申請をしていることがわかる書類	保護申請書の写し(受領印があるもの)	△	

今後の生活の自立に向けて、下記(1)、(2)のいずれかの活動を行うことが必要です。

※活動が確認できない場合には、支給中止となります。

(1) ハローワークに求職の申し込みをし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと(具体的には下記①～③)

① 月1回以上、自立相談支援機関(くらしサポートセンター)の面接等の支援を受ける

② 月2回以上、ハローワーク又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口で職業相談等を受ける

③ 原則週1回以上、求職活動を行う

※ ①～③の活動は、様式4・様式4別紙・様式5・様式6で報告を行っていただきます。

(2) 就労による自立が困難であり、生活の維持が困難と見込まれる場合には、生活保護の申請を行うこと。